

2. 事業の目的と概要	
(1) 上位目標	非正規企業で働く青少年の生活環境が向上する
(2) 事業の必要性 (背景)	(ア) バングラデシュ国（以下、「バ国」）は、近年高い経済成長を達成し貧困率は減少傾向にあるが、都市部貧困率 21.3%に対し農村部は 35.2%と格差は依然大きく、都市部への人口流出が起きている¹。特に最大の出稼ぎ受入れ都市であるダッカに約 3,000 地域あるスラムや不法居住地で生活する貧困家庭では、青少年が学業を諦め家庭を支えるため働かざるを得ず、就職できるのは非正規企業であることが多い²。 バ国における非正規企業（経済学用語ではインフォーマルセクター）は、同国工業省（Ministry of Industries）に不登記の零細ビジネスであり、日雇いなどの個人事業も含まれ、会計帳簿やバ国労働法で定められた雇用契約書が存在しない。そのため、非正規企業に従事する青少年は、長時間労働で週休がない、給与支払いが不定期で給与が低い、有給休暇、年金などの社会保障がない、解雇通知を受け取ることができず容易に解雇がされやすい、などの問題を抱えている。さらには、青少年に対する虐待なども見られる。また、衛生管理が不適切、暗く、窓もなく閉め切られたような環境が多いなど、雇用主による安全衛生管理が徹底されておらず労働災害率が高いが、業務中の事故で怪我をしても治療費などの保障が受けられず、怪我による休業の間、収入が制限されるだけではなく、体に障がいを抱えることもある。 非正規企業に青少年が従事する要因として次のような点が考えられるため、青少年・企業側双方の環境改善が求められている。 ① 政府職業訓練校³には貧困家庭出身の青少年が入学することが難しく、青少年には正規企業で必要とされるスキルや、企業に入るための情報・ネットワークが不足している。 ② 不登記である非正規企業には労働法が適用されず、政府からの指導・モニタリングなど社会からの監視の目もなく、雇用主や青少年自らが労働者の権利に関しての知識が不足している。 (イ) 本事業は、青少年の能力強化を通して生活環境の改善や貧困の連鎖から抜け出すことを目的としており、バ国政府政策「ビジョン 2021」や外務省国別援助方針「中所得化に向けた、持続可能かつ公平な経済成長の加速化と貧困からの脱却」に合致する。 (ウ) 弊団体は自己資金で 2011 年より出稼ぎ少年を含むストリートチルドレンの保護事業（ドロップインセンター）を首都ダッカで実施し、これまで 6～16 歳の子ども延べ約 35,000 名を受け入れ、食事や教育の提供など子どもの権利の実現、子どもの保護を達成してきた。しかしながら、彼らと家族の根本的な生活改善には至っていない。 本事業では、正規・非正規企業が多いが、貧困層の青少年のための政府/他 NGO 職業訓練校が存在しないダッカ市バッタ地区を選定した。

¹ 「貧困プロフィール バングラデシュ」 JICA、2012

(http://www.jica.go.jp/activities/issues/poverty/profile/ku57pq00001ctw9q:att/ban_2012_Jreport.pdf)

² バ国では 740 万人の子ども・青少年が経済活動を行っているとしており、青少年を含むバ国労働人口の 88.5%は非正規企業で働いている（ADB、2010）。

³ 工業省、教育省管轄の政府による職業訓練施設は就職に有利になる公的修了書が発行されるが、入学要件の最終学歴が 8/10 年生以上、有料、拘束時間が長いなど、学歴が低く、学びながら収入が必要な貧困家庭出身の青少年には入学が難しい。

	また弊団体は、一部の正規企業とはすでに訓練生の積極的な雇用について合意しており、他企業とも合意に向けて協議を重ねている。さらに、非正規企業にも事業を説明し、理解を得るよう働きかけを開始しており、事業を待つ声もきかれている。同地区で職業訓練を実施することで、確実に青少年が貧困の連鎖から抜け出すことを目指す。
(3) 事業内容	本申請事業は、弊団体现地駐在員 2 名のもと、現地提携団体所属スタッフ（「1. 青少年の能力強化：コーディネーター2 名、インストラクター8 名」、「2. 社会啓発活動：コミュニティ訪問スタッフ 5 名、ファシリテーター1 名」と連携し、大きく次の 2 つのコンポーネントを 3 年間実施する。 【1 年次】 0. 職業訓練センター準備 事業地にある 4～5 階建ビルの 3 フロア（1 フロアを事務所、2 フロアを職業訓練とし、1 フロア 3 コース実施予定）を借り、事業開始後に職業訓練実施に十分な電気・配線工事（1～1.5 ヶ月程度）を実施し、職業訓練センターとする。また、正規企業への就職に適した機材を購入し、前述のセンターに設置する。 1. 青少年の能力強化 1.1. 職業訓練の提供 ●対象：非正規企業で働く青少年（15～24 歳 1 期 200 名：基礎教育（5 年生）を修了し読み書きができるが、家族もしくは単身でダッカに出稼ぎに来て低収入の非正規企業に従事している者） ●活動：非正規企業やスラム、コミュニティの方々を通して訓練生を募集し、職業訓練 6 コース（「工業ミシン稼働」、「縫製品質管理」、「家庭電気配線と軽家電」、「電子基盤・機器修理」、「携帯電話修理」、「冷蔵庫・エアコン修理」）を提供する（各コース 3 時間×2 シフト/日、6 ヶ月、10～20 名）。インストラクターより、報告・連絡・相談などのコミュニケーションや社会人としての基本的なルール、態度などについても指導し、社会的スキルも強化する。 さらに訓練のカリキュラムは、非正規・正規企業雇用主が共同で作成し、毎年フィードバックを受けて内容を推敲・改善する。 また、職業訓練からのドロップアウトや訓練生の希望とのミスマッチを防ぐため、訓練開始前に訓練候補生・保護者に対して、働きながら訓練を受けられることや、訓練修了後の就職先の給与、待遇など説明会を実施する。入学後にも労働市場や就職の可能性、技術の活かし方などについて情報を提供し、訓練生自身がキャリアプランを策定し受講訓練コースを決定する一助となるようワークショップ（インストラクターが職業訓練センターで実施、3 日間、各 3 時間）を行う。 1.2. 就職支援 ●対象：職業訓練生（家庭の事情等から就職ならびに開業時期については個人差が出てくるものと考えられるため、180 名前後を想定） 1.2.1. 正規企業就職斡旋 ●活動：

	①正規企業への就職：コーディネーターが中心となり、正規企業 10 社ほどと定期的にミーティングを行い、上記正規企業を中心として修了生を斡旋する。正規企業に就職後も随時フォローアップは行う。 ②訓練生の就職準備：正規企業への就職に備え、コーディネーター、インストラクターが面接の練習、履歴書の書き方などを教えるワークショップ（1 日）を行う。修了生には必要に応じて、正規企業でオン・ザ・ジョブ・トレーニングを実施する。 ③情報収集の場：正規企業雇用主を招待し、訓練生への合同説明会を行う（各職業訓練期終了時、半日）。また、訓練生、修了生、正規/非正規企業雇用主の年次集会を開催し、修了生から正規企業での勤務実態や自身の経験などを訓練生に共有してもらい、訓練生のモチベーション向上、採用可能性を向上させるとともに対象者同士の関係性構築を図る。 1.2.2. <u>個人開業支援</u> ●活動：各訓練コース終了時に、コーディネーター、インストラクターがマニュアルにのっとり、個人開業支援を目指す訓練生に対してビジネスの基礎、価格設定、帳簿のつけ方、接客・交渉スキルなどに特化したワークショップを実施する（職業訓練センターで実施、2 日間、各 4 時間）。 2. <u>社会啓発活動</u> 2.1. <u>非正規企業能力強化</u> ●対象：非正規企業 125 社⁴（18 歳以下の青少年が働いている環境改善が必要かつ採光などの施設・設備ならびに勤務時間などの業務環境改善に意欲がある企業を対象とし、環境・意識改善などを確実に定着させるため 3 年間通じて同じ企業を対象とする） ●活動：コミュニティ訪問スタッフが、全 125 社の企業評価を実施し、各社の青少年の労働環境を確認する。 ①雇用主を対象とした研修：以下 3 種類の研修・WS を実施する。 1) 正規・非正規企業合同で理想的な職場について意見を交わす WS を実施し、法令に則った労働環境について理解を深める。 2) 非正規企業雇用主に対して、子どもの権利、安全配慮義務、労働法などについて研修を実施する（25 名×3 回。参加者は毎回異なる）。 3) 非正規企業雇用主代表 25 名と共に「何を、いつまでに、責任者」を記載した労働環境改善計画を策定し、各社に掲示する。 ②非正規企業実地改善：各企業を定期的に訪問し、雇用主、従業員と話し合いを持ちながら、現状把握ならびに啓発、上記改善計画に則り助言、モニタリングを行う。また、従業員からも様々な意見がきけるよう各非正規企業に意見箱を設置し、定期的に内容を確認する。 これら活動を実施する際には、以下のような環境改善のメリットを非正規企業雇用主にしっかり伝え、成功事例を共有したり、環境改善が進んだ企業は表彰するなど雇用主のモチベーション向上をはかる。 1) 採光改善や安全配慮で業務中の事故が減り、事業効率が上がる。 2) 正規企業とのネットワークができ取引の可能性が広がる。 3) 環境改善により、働く労働者のモチベーションが上がる。
--	---

⁴ 電動リキシャ修理場、縫製工場下請け（ボタン製作、刺繍、ミシン修理）、配電修理、窓枠製作工、溶接工など

2. 2. コミュニティの能力強化

●対象：保護者、コミュニティの人々、青少年、政府職員など約 60 名

●活動：地域の有力者、保護者、地域行政の代表者などからなる Community Watch Group (CWG) を立ち上げる (10～15 名×5 グループ)。子どもの権利、安全配慮義務、労働法、CWG に期待する役割などについて研修、ワークショップを実施し、非正規企業で働く青少年が雇用主の反対で職業訓練に通えないケースがないか、労働環境改善が進んでいるかなど CWG に非正規企業のモニタリングなどの役割を担うよう働きかける。

2. 3. 青少年能力強化

●対象：2. 1 の非正規企業で働く青少年約 300 名

(3 年間通じて同じ青少年を対象とする)

●活動：青少年グループ (各 25～30 名×10 グループ) を立ち上げる。雇用主、コミュニティに対してディベート、ドラマなどを通して青少年自身が啓発活動を行えるよう、リーダーに人権や労働法に関する研修を行い、リーダーからグループメンバーに同研修を行う。青少年自らが知識を得て、発信・表現・交渉できるようになることで、青少年が労働環境改善の主体となることが期待される。

【2 年次】

1. 青少年の能力強化

職業訓練は 1 年次 1 期計 200 人から 2 期計 400 人に増やし、企業のフィードバックを受けながらカリキュラムや授業内容を改善する。また、就職支援では、正規企業との信頼関係が構築されたことで、1 年次より修了生の採用率の向上を図る。

2. 社会啓発活動

1 年次に実施した非正規企業評価、環境改善計画をもとに、コミュニティ訪問スタッフによる定期的な訪問 (各企業年 4 回程度) を継続し、労働法や子どもの権利に関する情報や知識を伝えながら、具体的な労働環境改善案 (採光・気温・安全性を考慮した労働環境の整備、ゴーグル・手袋など必要な備品などや青少年の通学が可能となるよう配慮するなど) について助言、環境改善のモニタリングを実施する。

CWG に対して非正規企業とのコミュニケーションの方法やモニタリングの仕方などについてスキルアップ研修を行い、非正規企業と CWG の間の関係構築を行う。

また、青少年グループは、リーダーを中心に雇用主やコミュニティの前で 1 年次の研修をもとにしたプレゼンテーションや啓発活動ができるようになる。

【3 年次】

1. 青少年の能力強化

職業訓練は、企業や修了生のフィードバックや雇用市場の変化を鑑みながら訓練内容を改善し、2 年次同様 2 期計 400 人に実施する。

また、就職支援では、1、2 年次職業訓練修了生のフォローアップを丁寧実施し、生活改善を確実にしていきながら、年次集会などを通

	し正規・非正規企業間での連携を強化し、青少年の訓練、雇用が継続されるよう促す。 2. 社会啓発活動 2 年次に実践を開始する非正規企業の労働環境改善案の効果を測りながら、成功例を企業間で共有、表彰し、労働環境改善の定着を図る。また、3 年次には成功例を記載したハンドブックを開発し、事業終了後にもノウハウが活かされるようにする。 1、2 年次の CWG に対する研修をもとに、CWG による非正規企業のモニタリングシステムや体制を確立し、CWG が主体的にモニタリング、労働環境改善提案を実施していく。 また、青少年グループは、リーダー以外のメンバーも能力や自信を身につけ、雇用主を前にプレゼンテーションや労働環境改善の提案ができるようになり、広く労働環境改善を達成していく。 さらに、本事業終了後提携団体が同事業を自己資金並びに他助成金を獲得し継続していく予定のため、ワークショップや事業運営に関するマニュアル・ガイドラインを随時作成・更新していく。
(4) 持続発展性	貧困層・低所得の家庭出身の青少年が、技術・知識を得て社会保障や昇給制度が完備されている正規企業に就職することにより、安定した生活向上、収入向上が期待できる。さらに裨益者の青少年は、収入を家族に送金し、兄弟の教育や両親を経済的に支えているという背景から、彼らの経済的な向上は家族にも裨益していく。正規企業の縫製業の工場では託児所の設置、育児休暇、傷病休暇などが認められている他、昇給制度もあり、女性にとっては持続的に家庭を支える機会を提供することにつながる。 正規企業への青少年就職斡旋などを通して、青少年を雇用する意義や技術指導のノウハウを正規企業と共有し、本事業終了後も正規企業が非正規企業と連携し、積極的に青少年を訓練、雇用することを促す。 地域の非正規企業およびコミュニティへの啓発活動を通し、労働環境の改善を意識付け、雇用に関する知識を共有することで、事業終了後も青少年が安全面・健康面で適切な労働環境が維持されることが期待される。また、職業訓練並びに企業の登記を管轄する工業省とは、事業期間中に双方の職業訓練施設の訪問などを通し、意見交換やノウハウの共有を行い、行政にもノウハウや意識が根付くよう働きかける。
(5) 期待される成果と成果を測る指標	直接裨益者 (3 年間合計) : 非正規企業で働く青少年 1,300 名 (職業訓練生 1,000 名、青少年グループ 300 名)、非正規企業雇用主 125 名、地域住民 60 名 間接裨益者 (3 年間合計) : 訓練生の家族約 5,000 名 (1,000 名×約 5 名)、非正規企業における労働環境が良くなった人数約 750 名 (125 社×約 6 名) 貧困層・低所得の家庭出身で教育・訓練を十分に受けられず、低賃金・劣悪な環境の非正規企業で働いていた青少年が、給与・将来性の高い職を得られるようになり、貧困の連鎖から抜け出せるようになる。また、非正規企業雇用主、コミュニティの能力強化、非正規企業・正規企業間の関係性の構築により、非正規企業内外からの意識付け、協力を元に非正規企業の労働環境が改善される。

	よりよい就職、非正規企業の労働環境改善により、対象地域の青少年の生活環境（青少年の給与、世帯の収入、労働環境など）が改善されることが期待される。 指標 【1 年次】 ・ 職業訓練センターの電気配線工事が実施され、機材が整備される。 ● 青少年能力強化 ・ 非正規企業で働く 200 名が職業訓練を受講し、90%が修了する。 ・ 修了生のうち、80%が正規企業に就職もしくは個人開業する。 ● 社会啓発活動 ・ 非正規企業 125 社の 26 項目による企業評価⁵を実施する。 ・ 正規・非正規企業合同の WS が実施され、理想的な職場について理解が深まる。 ・ 非正規企業雇用主に対する研修が実施され、75 名の雇用主が参加、子どもの権利、安全配慮義務、労働法について理解が深まる。 ・ 非正規企業の労働環境改善計画を策定する。 ・ 非正規企業 125 社のうち 75 社に意見箱を設置する。 ・ 5 つの CWG が設立され、CWG メンバーが期待される役割を理解する。 ・ 青少年グループが 10 グループ立ち上がり、リーダーに対する研修、またリーダーからメンバーに対する研修が実施される。 【2 年次】 ● 青少年能力強化 ・ 企業からのフィードバックを受け、カリキュラム改善を行う。 ・ 非正規企業で働く 400 名が職業訓練を受講し、90%が修了する。 ・ 修了生のうち、80%が正規企業に就職もしくは個人開業する。 ● 社会啓発活動 ・ 労働環境改善計画に基づき、80%の非正規企業で具体的な環境改善案が少なくとも 1 つ実施される。 ・ 非正規企業 125 社のうち新たに 50 社に意見箱を設置する。 ・ CWG がモニタリング方法、コミュニケーション方法について理解する。 ・ 青少年グループのリーダーがプレゼンテーションや啓発活動を実施できるようになる。 【3 年次】 ● 青少年能力強化 ・ 企業からのフィードバックを受け、カリキュラム改善を行う。 ・ 非正規企業で働く 400 名が職業訓練を受講し、90%が修了する。 ・ 修了生のうち、80%が正規企業に就職もしくは個人開業する。 ● 社会啓発活動 ・ 80%の対象非正規企業が事業期間中に策定した労働環境改善計画の
--	--

⁵ 団体使用の労働環境チェックリスト。参考資料 1 参照

	ゴールを達成する。 ・80%の対象非正規企業が労働環境改善 26 項目⁶のうち 20 項目を達成する。 ・CWG によるモニタリング体制が確立され、5 つの CWG が非正規企業 125 社を定期的にモニタリングする。 ・青少年グループのメンバーもプレゼンテーションや啓発活動ができるようになり、80%の青少年グループ参加者の労働環境が啓発活動により改善される。
--	---

⁶ 団体使用の労働環境チェックリスト。参考資料 1 参照